

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	食糧援助に関する日本国政府と ネパール連邦民主共和国政府と の間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H23.3.31まで	H23.3.17 カトマン ズで (同日)	日本側 水野蓮夫在ネパー ル大使 ネパール側 ラメシヨア・ ネプラカト・カナル財務省 次官	H23.4.1 121号

(注1) 固名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。